

行 経 第 8 2 号
令 和 4 年 3 月 2 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況（教育委員会所管分を含む。）

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況	
			区分	R 4 年 3 月 2 日 通知時点（件数）
R 2 年度	公有財産等の管理に関する 財務事務の執行について	指摘 37 件	措置済み	1 4
			措置を要しない 理由のあるもの	3
			対応中	2 0
		意見 24 件	措置済み	4
			措置を要しない 理由のあるもの	2
			対応中	1 8

※ 対応状況については，1 件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは，当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	都市計画部市街地整備課										
報告書ページ	8 7	区分別 の番号	指摘事項	7									
			意見										
指摘事項等の内容	(i) 公有財産台帳の整理を行うべきこと 内原駅北公園事業用地（581.00 ㎡）及び内原駅北土地区画整理事業公共用地（49,092.14 ㎡）については、平成 27 年度内原駅北土地区画整理事業の完了により、担当部署へすべて移管されているはずとのことである。財産活用課の公有財産台帳においては、市街地整備課の所管のままの状況であり、移管の状況を確認し、適正に整理を行う必要がある。												
講じた措置の内容等	指摘があった移管状況を確認した結果、それぞれ以下のとおりであった。 (公有財産台帳)												
	<table><tr><td>施設名</td><td>所在地</td><td>土地（㎡）</td></tr><tr><td>内原駅北公園事業用地</td><td>内原町</td><td>581.00</td></tr><tr><td>内原駅北土地区画整理事業公共用地</td><td>内原町他</td><td>49,092.14</td></tr></table>				施設名	所在地	土地（㎡）	内原駅北公園事業用地	内原町	581.00	内原駅北土地区画整理事業公共用地	内原町他	49,092.14
	施設名	所在地	土地（㎡）										
	内原駅北公園事業用地	内原町	581.00										
	内原駅北土地区画整理事業公共用地	内原町他	49,092.14										
	(現在の状況)												
	<table><tr><td>施設名</td><td>所在地</td><td>土地（㎡）</td></tr><tr><td>内原駅北公園事業用地</td><td>平成 26 年度の事業完了に伴い、すべて換地処分により消滅（移管先の公共用地として消滅）</td><td>581.00</td></tr><tr><td>内原駅北土地区画整理事業公共用地</td><td>平成 26 年度の事業完了に伴い、すべて換地処分により消滅（移管先の公共用地として消滅）</td><td>49,092.14</td></tr></table>				施設名	所在地	土地（㎡）	内原駅北公園事業用地	平成 26 年度の事業完了に伴い、すべて換地処分により消滅（移管先の公共用地として消滅）	581.00	内原駅北土地区画整理事業公共用地	平成 26 年度の事業完了に伴い、すべて換地処分により消滅（移管先の公共用地として消滅）	49,092.14
	施設名	所在地	土地（㎡）										
内原駅北公園事業用地	平成 26 年度の事業完了に伴い、すべて換地処分により消滅（移管先の公共用地として消滅）	581.00											
内原駅北土地区画整理事業公共用地	平成 26 年度の事業完了に伴い、すべて換地処分により消滅（移管先の公共用地として消滅）	49,092.14											
当時の所管課（内原都市整備事務所）が事業完了とともに、閉鎖されたため、財産活用課への登録抹消が漏れた。 上記原因を踏まえ、以下のとおり措置を行った。 市街地整備課において、令和 3 年 6 月に公有財産台帳の登録抹消作業を行った。													

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)		財務部財政課	
報告書ページ	94	区分別 の番号	指摘事項	9	
			意見		
指摘事項等 の内容	適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと				
	平成 30 年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。				
	固定資産台帳に計上されているが、公有財産台帳に計上されていない土地				
		施設名	所在地	実測地積 (㎡)	取得時期
	①	第 5 分団敷地	上水戸 2 丁目 3432-2	8.78	2016/3/31
	②	第 5 分団敷地	上水戸 2 丁目 3433-2	21.70	2016/3/31
講じた措置 の内容等	①, ② :				
	令和元年度に固定資産台帳から削除した。				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)		財務部財政課	
報告書ページ	110	区分別 の番号	指摘事項	17	
			意見		
指摘事項等 の内容	適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと				
	平成 30 年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。				
	公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地				
	施設名	所在地	延床面積(㎡)	取得時期	
	吉沢小学校開放学級棟	吉沢町 169-1	164. 16	2018/3/30	
講じた措置 の内容等	令和元年度に固定資産台帳に登録した。				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	総務部財産活用課 財務部財政課	
報告書ページ	114	区分別 の番号	指摘事項 意見	18
指摘事項等 の内容	(ア)財産管理について (i)公有財産台帳と固定資産台帳の一致を図るべきこと 財産活用課で整備する公有財産台帳は、主に数量面を中心とした財産の運用管理、現状把握を目的として、土地であれば 1 筆、建物であれば 1 棟ごとに、取得、利用状況等を記載する単票式の台帳である。一方、財政課で管理する固定資産台帳は、取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもので、市の財務書類（貸借対照表や行政コスト計算書）を作成するために用いられるものである。 この公有財産台帳と固定資産台帳は、すべての市の土地や建物を網羅して、対象、取得価格などは一致している必要があるが、平成 30 年度の公有財産台帳と固定資産台帳を突合すると、不一致した部分が見られる。 市の財産の所有状況を再確認し、所有状況を基礎に、公有財産台帳と固定資産台帳を一致させる必要がある。			
講じた措置 の内容等	固定資産台帳と公有財産台帳は、作成の目的は異なるが、それぞれ市の土地や建物などの固定資産を登録するもので、一致させることが原則である。今回の指摘を重く受け止め、今後の更新にあたっては、公表前に双方のデータの整合性を確認するなど、一致を図ってまいりたい。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	都市計画部公園緑地課	
報告書ページ	115	区分別 の番号	指摘事項 意見	19
指摘事項等 の内容	(iii) 土地の状況を正しく把握すべきこと 河和田3 丁目第1 児童公園について、公園緑地課が住宅政策課から借地し、都市公園を整備、管理しているものとして整理、開示されている。しかし、住宅政策課では、平成21 年1 月21 日に総務部長に異動報告書を提出し、公園緑地課に平成21 年1 月26 日に引継ぎが行われていた。 当該状況を登記簿謄本などから確認すると、平成20 年11 月14 日に住宅政策課が分筆整理し、河和田3 丁目2536 番5(1,201.18 m²)と地番が付されていた。この河和田3 丁目2536 番5 の土地について、公有財産台帳及び固定資産台帳で所管状況を確認すると、住宅政策課及び公園緑地課他にも所在が確認できず、当該地が台帳上整理されていない状況であり、台帳を正しく整理する必要がある。 また、異動があった場合に、公有財産異動報告書を、財産活用課長を経て総務部長に報告し、財産活用課長が公有財産台帳を記録することになっているが、当時どこかの段階の事務上の誤りで、現在まで継続していることになる。 市では、財産事務取扱者が、その所管に属する公有資産について、毎年度末現在における公有財産総括表及び公有財産調書を作成し、提出することになっている。公有財産総括表及び公有財産調書が各所課から適正に報告され、財産活用課で適正に確認されていれば誤りが発見されるはずであるが、発見に至っていないことは、当該手続きが適正になされていないことの表れに見える。このことから、規則に規定する手続きの意義を踏まえ、適正に手続を行っていく必要がある。			
講じた措置 の内容等	指摘のあった件について確認したところ、当課において、総務部長への公有財産異動報告書の提出を怠っていたことが判明した。 以上のことから、速やかに異動報告書を総務部長宛て提出した。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和２年度	所管課 (措置実施課)		総務部財産活用課	
報告書ページ	115	区分別 の番号	指摘事項	20	
			意見		
指摘事項等 の内容	用途廃止した財産の扱いについて、再検討すべきこと				
	現在、用途を廃止した財産の中に、他の用途あるいは売払いが決定されないことから、従前の所管課で管理している財産が見られる。また、次の用途や売払いの目途がつくまで、施設の解体など手つかずの状態となっている財産も見られる。これらの原因としては、財産活用課へ引き継ぐにしても建物等の解体費用が先に必要になることや、財産活用課で管理するにしても管理に必要な予算や人的措置が必要とされるが、このような措置が財産活用課において随時なされていない状況においては、従前利用していた所課で引き続き所管する方が、予算や作業面でその負担を吸収しやすいというのがあると考えられる。 ところで、規則では、行政財産の用途を廃止した場合、財産活用課長に引き継ぐこととしている。これは、用途を廃止した財産を、財産活用課に引き継がせることにより、財産活用課が、その財産の全庁的な有効活用の検討及び処分を担うことを期待されているものと考えられる。 この規則と実際の運用の違いについて、予算や人的措置を見直して、財産活用課長に引き継ぐ規則を遵守するようにするのか、現在の運用に合わせて、財産活用課長に用途を廃止したことを報告した上で所管課が引継ぎ先や売払い先が見つかるまで管理をするように規則を見直すかの措置が必要である。				

講じた措置 の内容等	未利用となっている行政財産について、水戸市財務規則第 217 条第 1 項で「財産事務取扱者は、その所管する行政財産の用途を廃止したときは、財産活用課長に引き継がなければならない。」と規定する一方で、同条第 2 項では、「総務部長は用途を廃止することに決定した行政財産（土地を除く。）のうち、当該財産事務取扱者において処分することが適当と認めるものについては、引継ぎを受けず当該財産事務取扱者に除却させることができる。」と定めている。 また、未利用の土地については、「行政財産（土地）事務処理マニュアル」を定めて方針を決定している。 これらに基づき、保有継続と決定されたものについては所管課が行政財産として管理し、処分と決定したものについては所管課が用途廃止した上で財産活用課に所管換えを行い、普通財産として売却等が決まるまで管理されており、財務規則と実務において、大きな差異はなく運用されている。
-----------------------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	市民協働部 文化交流課	
報告書ページ	117	区分別 の番号	指摘事項 意見	22
指摘事項等 の内容	行政財産の貸付と使用許可について整理すべきこと 市は芸術館の建物内において、平成 28 年 2 月より、66.825 m²を(株)サザコーヒーにコーヒーショップとして（参考：令和 2 年度使用料年額 498,054 円）、平成 28 年 5 月より、306.563 m²を(株)長寿荘にレストランとして（参考：令和 2 年度使用料年額 2,260,827 円）行政財産の使用許可を行っている。 当該使用料は、本来徴収されるべき使用料に対して、2 分の 1 を減免した額となっている。使用料が減免された経緯は、平成 27 年 10 月、使用許可をしていた(株)エディファミリーから同年 11 月の閉店希望があり、代替りの使用者を早急に探す必要があることから、募集時より使用料条例の減免規定の市長が特に認めた場合を適用させて、提示されたものである。 一方、新規施設使用者の募集は、早期に決定する必要があるということから、市内業者への意向調査を主にホームページ上での公募も行ったとのことであるが、その決定は、行政財産の目的外使用の許可については入札（プロポーザル方式を含む。）が必要でないとのことで、入札は行われない中で、水戸芸術館出店業者選定委員会で行われている。 ところで、市は、すべての行政財産の使用を許可する場合に、行政財産の使用許可として扱うことを要求しておらず、実際に本庁舎内のレストラン及びコンビニエンスストアへの貸付は、行政財産の貸付として整理し、入札（プロポーザルによる評価）を行い、5 年間の契約を締結している。 水戸芸術館におけるレストラン及びコーヒーショップにおいても、芸術館そのものの機能を補完する空間ととらえており、厨房設備等は市で設置したものではなく、当初の使用許可者が自前で用意したものを、その後の使用者が継続して利用している状況を見ると、行政財産の貸付として整理する必要があるものとする。行政財産の使用許可又は貸付のいずれによるべきかの整理を行い、適正な事務処理を行う必要がある。			

講じた措置 の内容等	水戸芸術館の機能の一部であるカフェ及びレストランについては、市民の方々からの要望を受け、水戸芸術館の活動を補完する目的をもって設置したものであり、開館当初から民間事業者（以下、事業者という。）に対し、行政財産の使用許可を与え、使用させているものの、安定経営が難しく、これまで事業者が4回変わっている状況である。 近年では、平成27年度、使用許可中に事業者から事業撤退の意向が示され、早急に次の事業者を選定するため、入札は行わず、水戸市芸術館出展業者選定委員会において、事業者を決定したところである。 行政財産を私人に使用させる場合には、地方自治法第二百三十八条の四による貸付（第二項）、又は、使用許可（第七項）のいずれも選択が可能であるものの、水戸芸術館においては、現在の事業者が、長期間にわたりカフェ及びレストランを運営していることにより、市民への認知度が高いこと等から、引き続き、行政財産の使用許可を与え使用を認めることとする。 ただし、現在の事業者から撤退の意向を示されるなど、新たに事業者の選定を行う必要がある場合には、貸付への切り替えを検討することとする。
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	総務部財産活用課	
報告書ページ	131	区分別 の番号	指摘事項 意見	24
指摘事項等 の内容	入札による売却を行うべきもの 平成30年8月21日に行われた水戸市千波町字池下1164番3、1164番5、1164番21の売払いは、同一の隣接所有者に随意契約によって行われている。 当該土地は、水戸駅南口から徒歩圏の市街地に所在するものである。売払われた土地の状況を見ると、1164番3と1164番5の間には1164番4の隣接所有者が所有する通路敷としての土地があるが、1164番3と1164番21は隣接する土地であり一団としての利用が可能な土地であった。そして、1164番3と1164番21については、884㎡の地籍を有し、不整形地ではあるが、道路に面して十分な間口と奥行きが確保される土地であり、単独での活用が十分に見込まれるものである。 しかし、当該地は当該法面を含む用地で道路管理課所管地であり、南側隣接地を本件契約者が購入し建物建築申請をした際、南側隣接地が道路無接道地であったため、当該地を整備し道路として使用することで建築許可を得、道路として使用することを道路管理課が許可していた経緯があり、一般競争入札に付しづらい状況から、隣接所有者への随意契約となっていた。 隣接所有者への配慮により、結果として、公平性・透明性の確保や競争喚起による処分価格の公正性を逸している状況は適正なものとは言えない。将来起こりうる事象に留意し、市の財産処分に制約が加わるような状況を生じさせないよう適正に管理を行っていく必要がある。 また、当該地の価格算定に当たっては、不動産鑑定評価によっているが、不動産鑑定評価は、入札を前提とした価格での算定となっており、隣接所有者への売払いを前提とした価格算定とはなっていない。当該地では、隣接所有者は道路無接道地を購入し、市の有する接道地を取得することによって、当初購入した土地の価値を高めることに寄与するものであり、隣接所有者への売払いを前提にすれば、より高い価格になったとも考えられる。不動産鑑定評価における依頼のあり方についても、検討する必要がある。			

講じた措置 の内容等	未利用財産の売払いについては、公平性を確保するため、一般競争入札を原則としているが、財産の個別事情等により、特定の者に対して処分することが有益な場合もあることから、「水戸市土地及び建物の売払いに関する要項」において、随意契約を可能とする要件を定めている。 今後の対策として、要項の慎重な運用に努めるとともに、一般競争入札の支障となるような状況を生じさせないよう庁内への周知に努めてまいりたい。
-----------------------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)		総務部財産活用課	
報告書ページ	132	区分別 の番号	指摘事項	25	
			意見		
指摘事項等 の内容	比準する価格を、適正に採用すべきこと				
	平成 29 年 4 月 17 日行われた大串町釜井戸 2314 番、4315 番、4316 番及び 4314 番の宅地及び雑種地の隣接地所有者に対する随意契約による土地の売却にあたって、平成 29 年 2 月 8 日付不動産評価審査会の通知により評価額を 3,310 円/㎡として売買金額の算出を行っている。 評価額の算出は、以下のようになされていた。 標準価格 (7,740 円) × 時点修正 (97.3%) × 地域格差 (55%) × 補正率 (80%) 標準価格：付近における過去の鑑定評価 時点修正：標準価格の価格時点 (平成 27 年 7 月 1 日) より平成 29 年 1 月 1 日までの修正 地域格差：街路条件・交通接近条件・環境条件・行政条件による補正 補正率：対象地の規模・形状による補正 ところで、上記算式の標準価格としたものは現況が「畑地」のものを採用していた。処分対象となった土地の現況は契約相手先の建物が建設されており、契約相手先の土地保有目的は自用地との一体的な利用と考えられるため、土地の現況は「宅地」とするべきである。標準価格設定個所については、市街化調整区域内の事例を収集し、算定されたものとしてはいるが、「畑地」の金額を採用し地目の相違を考慮しないで評価額を算出している状況は適正な評価額の算定として疑義が生ずるものである。 価格の算定について、精度をもって行っていく必要がある。				

講じた措置 の内容等	指摘事項の件については、不動産鑑定を実施した中で、「宅地見込地」として取引された事例を基にして評価を行っており、「畑地」としての金額ではない。価格の算定は不動産鑑定に基づき、適正に行われている。
-----------------------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	総務部財産活用課	
報告書ページ	132	区分別 の番号	指摘事項 意見	26
指摘事項等 の内容	地目について、適正に採用すべきこと 平成 30 年 9 月 3 日に行われた水戸市姫子二丁目 1865 番の隣接地所有者に対する随意契約の価格は、近傍雑種地の固定資産税評価額を基準価格に採用して、処分価格の決定が行われている。 売払いに関する調書を閲覧すると、当該土地は隣接所有者の所有する住宅地内に所在し、現況、すでに庭として活用されている状況にあった。 このような状況から、近傍地類似の「宅地」を基に基準価格を算定すべきであり、「雑種地」を採用していることは適正でない。現況により、適正に価格を算定していく必要がある。			
講じた措置 の内容等	指摘事項に記載されている売払い調書の地目を雑種地としていることについては、登記簿の記載に準じたものであり、売払い価格は、近傍類似土地評価額の「宅地」として算定を行っており、適正である。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)		総務部財産活用課	
報告書ページ	133	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	6	
指摘事項等 の内容	需給価格調整率について、検討されたいこと				
	平成 29 年 11 月 15 日に行われた平須町字皿久保 1820 番 196 及び平須町字新田 1827 番 63 の隣接所有者に対する随意契約による土地の売却にあたって、以下の様に価格の算定が行われている。 評価先例単価 (29,700 円) × 時点修正 (99%) × 標準化補正率 (100/88) × 地域要因格差 (100/57) × 個別的要因格差 (50%) 評価先例単価：付近における過去の鑑定評価 時点修正：評価先例単価の価格時点（平成 28 年 6 月 1 日）より平成 29 年 6 月 1 日までの修正 標準化補正：不整形等を考慮した補正 地域要因格差：街路条件・交通接近条件・環境条件・行政条件・その他条件による補正 個別的要因格差：対象地の規模・形状による補正 ところで、上記算式の個別的要因格差は間口狭・規模小・不整形により 50%評価額を減額する計算をしている。これは、「廃道敷・廃水路敷等の売払いに関する土地評価基準」における需給調整率の 50%と同じ扱いであった。確かに当該処分土地単独で判断すると間口狭小等であり、これは普通の需要者が普通に取引をした場合に成立するであろう価格である。 これに対して、隣接地所有者に対して土地を売却する場合、隣接土地所有者は取得した土地を併合することを想定した取引であり、売払いの土地各々について、形状や地積について個性があることから、一律に需給調整率を 50%とするのではなく、土地の個性に応じて需給調整率を検討することも、合理的であるように考えられる。公有財産の売払いにおいて、市の財政により寄与するよう、検討されたい。				

講じた措置 の内容等	当地は、市営住宅の未利用地を隣地所有者に売却したものである。売却額は、不動産鑑定士が評価先例に基づき算定した調査価格を採用した。調査価格では、個別的要因格差率として 50%減額しているが、「廃道敷・廃水路敷の売払いに関する土地評価基準」における需給関係による修正率を採用したものではなく、対象地の規模・形状が標準地に比べて劣ることから 50%の減額としたものである。 また、需給関係による修正率は、廃道敷、廃水路敷等の単独利用が困難な土地を適正かつ統一的に処分するために設けた「廃道敷・廃水路敷等の売払いに関する土地評価基準」の中で規定されたものであり、原則 50%とした上で、土地の態様等により、同基準によることが適当でない場合、又は売払い総額が 300 万円を超えると予想される場合は、不動産鑑定士の意見又は鑑定評価により審査検討することとしている。 廃道敷、廃水路敷等の売払いが年間 30～40 件発生している状況を踏まえると、少額の案件について画一的な基準を設けることは、事務の効率化を進める上で、有効と考えられる。
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	総務部財産活用課	
報告書ページ	134	区分別 の番号	指摘事項	
			意見	7
指摘事項等 の内容	限定価格について、検討されたいこと 現在、市は、鑑定評価及び「廃道敷・廃水路敷等の売払いに関する土地評価基準」により価格を算定する場合、対象地そのものについて、市場において成立するであろう市場価格（正常価格）を算定している。 これに対して、隣接地所有者に対して土地を売却する場合、隣接地土地所有者は土地を併合することを想定しており、土地を併合することにより当初有していた土地の価値を高める場合には、市と隣接土地所有者の間では正常価格だけが合理的な価格ではなく、隣接地土地所有者の土地の価値を高めるためこととなる寄与分を正常価格に反映させた限定価格も経済合理性が認められる価格とされている。 現在、市はすべて正常価格により処分価格の決定を行っているが、売払いが隣接地所有者に対しての随意契約による場合、経済合理性が認められる限定価格による価格算定も有効であると考えることから、限定価格による価格算定も検討されたい。			
講じた措置 の内容等	市有地を隣接地所有者に随意契約で売却する場合、「廃道敷・廃水路敷等の売払いに関する土地評価基準」は、単独利用が困難な土地の評価を適正かつ統一的に実施するために設けられたものであり、財務省で定めている「国有財産評価基準」の考え方に準じているため、現在の運用を続けることとする。 売却額が高額等の理由で不動産鑑定評価を実施する場合において、売却予定地を併合することにより隣接地の価格が上昇すると認められるようなケースでは、限定価格による価格算定について検討することとした。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	総務部財産活用課	
報告書ページ	144	区分別 の番号	指摘事項 意見	13
指摘事項等 の内容	相場の賃料について、市場相場による賃料の徴収を検討すべきもの 水戸市五軒町二丁目 1245 番 5 外 1 筆については、現在、駐車場として貸付を行っている。駐車場としての月額貸付料は、市の規定に従って算出された 1 台 5,100 円となっている。この駐車場の近隣で市が所有する五軒町地下駐車場（五軒町 1－6－8）の月額利用料は、月極 15,000 円（平日のみ 10,000 円）となっており、地下駐車場と青空駐車場の構造的な相違はあるものの、相当の乖離が生じている。貸付料について、近隣での相場があるものについては、現在の貸付料の算定方法に固執することなく、市場価格によることを認めることも、財産の活用方法として有効である。 そして、市場価格によることにより、利用が減少するということは、その地域での駐車場としての需要が減少していることの表れとして、より有効な他の活用や処分などの目安としても現れてくるものであると考えられるため、検討されたい。			
講じた措置 の内容等	当地の貸し付けは既に令和 3 年度末まで契約済みであり、是正の検討は困難である。 なお、当地については、新市民会館整備事業及び新市民会館オープン後の関係者用駐車場として使用するため、令和 3 年度末で供用を終了する予定である。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)		建設部 道路建設課 (生活道路整備課)	
報告書ページ	164	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	19	
指摘事項等 の内容	(ii)取得された土地の早期活用を検討すべきこと 道路建設課事業の浜田 120 号線（平成 4 年度及び平成 7 年度に取得） が基金で取得され，長期にわたり，本来用途に供されていない。				
講じた措置 の内容等	当初は土木課（道路建設課の前身）が県道との交差点改良工事を行う 予定であったが，地権者の合意が得られず事業は休止状態であった。 令和 2 年度から生活道路整備事業として着手し，早期完成を目指して いる状態であります。				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和２年度	所管課 (措置実施課)	市民協働部市民生活課	
報告書ページ	169	区分別 の番号	指摘事項 意見	30
指摘事項等 の内容	○組織改編時における移管漏れ物品があること 組織改編により所管換えをすべき内原中央公民館の物品１件（壁掛用ホワイトボード）が令和２年９月９日時点の財務会計システム内の物品台帳データより発見された。担当者によると組織改編による物品の移管手続き漏れとのことであった。所管換えをすべき物品については規則第242条に定められているとおり、適時に所管換え手続きを実施し、物品台帳を変更すべきである。			
講じた措置 の内容等	内原市民センターに所管換えを行った。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	会計課	
報告書ページ	170	区分別 の番号	指摘事項 意見	31
指摘事項等 の内容	(i) 物品現在数報告書(総括)を作成すべきこと 規則 251 条において「毎年度末会計管理者は物品現在数報告書(総括)を作成し、市長へ提出する」こととなっているが、平成 31 年度において作成・提出されていなかった。 規則第 251 条の趣旨を踏まえ、毎年度末の会計管理者から市長への物品現在数報告書(総括)の作成・報告が必要であるならば作成・報告を行い、物品の管理方法の変更等により物品現在数報告書(総括)の作成・報告が不要であるならば規則を改正すべきである。			
講じた措置 の内容等	指摘事項については、会計管理者の有する権限が財産の増減異動、現在高の記録など総括的な記録管理とされていること、また、現在の物品管理方法においては、会計管理者からの報告がなければ、市長が総括的な内容を把握できないことを踏まえ、財務規則の規定に従い物品現在数報告書(総括)の作成・報告を行うこととする。 なお、令和 2 年度末における物品現在数報告書(総括)については、令和 3 年 6 月 30 日付で市長宛て報告を行った。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	会計課	
報告書ページ	173	区分別 の番号	指摘事項 意見	20
指摘事項等 の内容	(i) 物品の現物実査実施にかかる規定を検討すべきこと 物品については異動があった場合に会計課への報告が必要となるが、年度末時点の物品現在数の報告に際して物品の現物確認の実施を定めた規定がない。年度末現在の物品登録等の確認のため、会計管理者から各課（局・所・場・館）長宛の事務連絡において、物品一覧（所属別）と所管している物品の現況等と照合を依頼しているが、照合結果の報告義務はなく、登録内容と現況が一致しない場合のみ物品台帳の登録を促すのみである。 物品を管理していくにあたっては、すべての物品が登録されていることや登録されたすべての物品が存在していることが、前提となる。その物品の管理として確実な方法は、目視による確認であり、物品の異動状況だけ管理しても紛失や事務手続き漏れなどにより、あるべき物品の数量と実際の数量の比較ができない。物品の適正な管理のため原則すべての物品に対して現物確認を毎年度実施すべきことを規定で定めるべきである。物品の数量が膨大で職員負担が過大となるような場合には、所管する物品の保管場所等に応じて2~3年の期間ですべての物品の確認を行うようなローテーションを組むなど工夫をして実施すべきである。			

講じた措置 の内容等	物品の管理については財務規則において、第 249 条第 2 項で「物品取扱員は、その所管に属する備品について、物品一覧（所属別）（様式第 121 号）にその出納を記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。」とされており、これまで会計課として、適正な管理のためには現物確認が重要であるとの認識のもと、出納整理期間中に各課に対し、所管物品の現物確認を依頼するとともに、財務会計システムにおける所管物品の確認方法及び登録方法等についてのマニュアルを提示し、物品の適切な管理に万全を期すよう周知してきたところである。 そこで、意見として示された全ての物品に対して現物確認を毎年度実施する旨の規定を設けることについては、前述の財務規則第 249 条第 2 項において、所管する備品について常にその状況を明らかにしておかなければ旨記されていることから、現物確認についての新たな規定を設けるのではなく、会計課から各課に対する通知をこれまでの出納整理期間中の年 1 回だけでなく、年度上半期を終えた 10 月にも通知を行い、計画的に現物確認を実施するよう更なる周知徹底を図ることで適正な管理を推進していくこととする。
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	総務部財産活用課	
報告書ページ	182	区分別 の番号	指摘事項	32
			意見	
指摘事項等 の内容	すべての物品が台帳に登録されるべきこと 物品実査をした 5 部署のうち 4 部署において物品であるにもかかわらず物品台帳に登録されていないものが発見された。具体的には財産活用課（新庁舎）1 件（展示ケース）、商工課（Wagtail）1 件（カウンター）、博物館 複数件（委託により製作した展示物）、体育施設整備課（アダストリアみとアリーナ）複数件（得点版の予備等）である。物品台帳への登録事務手続きにおいて、基本的には支出命令票を作成する際に財務会計システム内で連携を行うことで登録を完了することとしている。そのため、財務会計システム内で連携を行うことによる物品の登録は、支出命令票の作成単位、すなわち支出をした科目単位によって行うようになっている。しかし、現実には建設工事等の一部として、物品を受け入れることもあり、その場合には物品の登録が行われないこととなってしまう。支出命令票を作成する際に財務会計システム内で連携を行う以外でも物品受入伺書を作成することにより物品登録することは可能であり、上述のような建設工事契約等の一部として、物品を受け入れた場合にも物品登録をする事務手続きは定められているが、実務としてほとんど利用されていないとの担当者での話であった。物品台帳に登録すべき備品は、規則で定められているとおり「その性質又は形状を変えることなく 2 年以上にわたって使用に耐える物で、購入価格が 5 万円以上のもの」である。すなわち、使用する物単位で考えるべきであり、どの支出科目で購入したかは関係がない。そのため、支出科目によらず、建設工事等によって取得した物品についても規則の備品の定義に合致し、規則別表第 5 の区分表にあるものについては物品台帳へ登録するべきである。			
講じた措置 の内容等	展示ケース 1 点について、物品台帳へ登録した。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	市民協働部体育施設整備課	
報告書ページ	182	区分別 の番号	指摘事項	32
			意見	
指摘事項等 の内容	すべての物品が台帳に登録されるべきこと 物品実査をした5部署のうち4部署において物品であるにもかかわらず物品台帳に登録 されていないものが発見された。 具体的には財産活用課(新庁舎)1件(展示ケース)、商工課(Wagtail)1件(カウンタ ー)、博物館 複数件(委託により製作した展示物)、体育施設整備課(アダストリアみとアリーナ)複数件(得点版の予備等))である。 物品台帳への登録事務手続きにおいて、基本的には支出命令票を作成する際に財務会計 システム内で連携を行うことで登録を完了することとしている。そのため、財務会計システ ム内で連携を行うことによる物品の登録は、支出命令票の作成単位、すなわち支出をした科 目単位によって行うようになっている。しかし、現実には建設工事等の一部として、物品を 受け入れることもあり、その場合には物品の登録が行われないこととなってしまう。 支出命令票を作成する際に財務会計システム内で連携を行う以外でも物品受入伺書を作成することにより物品登録することは可能であり、上述のような建設工事契約等の一部として、物品を受け入れた場合にも物品登録をする事務手続きは定められているが、実務としてほとんど利用されていないとの担当者での話であった。 物品台帳に登録すべき備品は、規則で定められているとおり「その性質又は形状を変えることなく2年以上にわたって使用に耐える物で、購入価格が5万円以上のもの」である。すなわち、使用する物単位で考えるべきであり、どの支出科目で購入したかは関係がない。 そのため、支出科目によらず、建設工事等によって取得した物品についても規則の備品の定義に合致し、規則別表第5の区分表にあるものについては物品台帳へ登録するべきである。			
講じた措置 の内容等	指摘のあった件についての措置状況は、アダストリアみとアリーナの得点版の予備等を備品台帳への登録を行った。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	産業経済部商工課	
報告書ページ	182	区分別 の番号	指摘事項 意見	32
指摘事項等 の内容	【すべての物品が台帳に登録されるべきこと。】 物品台帳への登録事務手続きにおいて、基本的には支出命令票を作成する際に財務会計システム内で連携を行うことで登録を完了することとしている。そのため、財務会計システム内で連携を行うことによる物品の登録は、支出命令票の作成単位、すなわち支出をした科目単位によって行うようになっている。しかし、現実には建設工事等の一部として、物品を受け入れることもあり、その場合には物品の登録が行われないことになってしまう。支出命令票を作成する際に財務会計システム内で連携を行う以外でも物品受入伺書を作成することにより物品登録することは可能であり、上述のような建設工事契約等の一部として、物品を受け入れた場合にも物品登録をする事務手続きは定められているが、実務としてほとんど利用されていないとの担当者での話であった。物品台帳に登録すべき備品は、規則で定められているとおり「その性質又は形状を変えることなく2年以上にわたって使用に耐える物で、購入価格が5万円以上のもの」である。すなわち、使用する物単位で考えるべきであり、どの支出科目で購入したかは関係がない。そのため、支出科目によらず、建設工事等によって取得した物品についても規則の備品の定義に合致し、規則別表第5の区分表にあるものについては物品台帳へ登録するべきである。 (イ) 商工課 (Wagtail) 物品台帳から現物の確認を8件、現物から台帳の確認を3件実施した。物品台帳から現物の確認において全8件の現物を確認し、現物から物品台帳の確認において1件は工事で取得した物品であるため台帳へ登録されていなかった。残りの2件については全て台帳に登録されていることを確認した。			
講じた措置 の内容等	指摘のあった事項については、商工課において、令和3年7月に物品登録台帳への登録作業を行った。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)		教育部歴史文化財課	
報告書ページ	182	区分別 の番号	指摘事項	32	
			意見		
指摘事項等 の内容	すべての物品が台帳に登録されるべきこと				
	物品実査をした5 部署のうち4 部署において物品であるにもかかわらず物品台帳に登録されていないものが発見された。				
	具体的には財産活用課(新庁舎)1 件(展示ケース)、商工課(Wagtail)1 件(カウンター)、博物館 複数件(委託により製作した展示物)、体育施設整備課(アダストリアみとアリーナ)複数件(得点版の予備等))である。				
	物品台帳への登録事務手続きにおいて、基本的には支出命令票を作成する際に財務会計システム内で連携を行うことで登録を完了することとしている。そのため、財務会計システム内で連携を行うことによる物品の登録は、支出命令票の作成単位、すなわち支出をした科目単位によって行うようになっている。しかし、現実には建設工事等の一部として、物品を受け入れることもあり、その場合には物品の登録が行われないこととなってしまう。				
	支出命令票を作成する際に財務会計システム内で連携を行う以外でも物品受入伺書を作成することにより物品登録することは可能であり、上述のような建設工事契約等の一部として、物品を受け入れた場合にも物品登録をする事務手続きは定められているが、実務としてほとんど利用されていないとの担当者での話であった。				
	物品台帳に登録すべき備品は、規則で定められているとおり「その性質又は形状を変えることなく2 年以上にわたって使用に耐える物で、購入価格が5 万円以上のもの」である。				
	すなわち、使用する物単位で考えるべきであり、どの支出科目で購入したかは関係がない。				
	そのため、支出科目によらず、建設工事等によって取得した物品についても規則の備品の定義に合致し、規則別表第5 の区分表にあるものについては物品台帳へ登録するべきである。				

講じた措置 の内容等	指摘のあった，物品台帳に登録されていない委託により製作した展示物について確認した。 委託契約に係る支払い書類が保存されている物品について，価格等を確認し，物品台帳登録の手続きを完了した。
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)		総務部財産活用課	
報告書ページ	184	区分別 の番号	指摘事項	33	
			意見		
指摘事項等 の内容	物品台帳における設置場所情報を適時更新すべきこと 物品台帳では設置場所が三の丸臨時庁舎となっているものの、実際には 新庁舎に設置されている備品が 4 件あった。設置場所の変更があった場 合には、適時に物品台帳の情報を修正する必要がある。				
講じた措置 の内容等	物品取得時から設置場所の更新が漏れていたため、現在の設置場所に 基づき令和 3 年 7 月に物品台帳の修正を行った。				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)		教育部歴史文化財課	
報告書ページ	185	区分別 の番号	指摘事項	34	
			意見		
指摘事項等 の内容	備品ラベル代替の管理資料を作成すべきこと 水戸芸術館に保管している物品については芸術作品ということもあり備品ラベルが貼付されていない。保管場所についても作品により保管方法等異なるものがあるため、どの作品がどこにあるのか整理されていない。担当者の説明によると所蔵作品についての管理資料は作成中であり、所蔵作品の管理は担当者が把握しているとのことであった。物品の管理について属人的な管理となっている場合、その職員の異動等により担当者が変更された際に適切な引継ぎがなされず物品の管理が不十分となる恐れがある。備品ラベルの貼付が困難な物品については早急に管理資料を作成すべきである。				
講じた措置 の内容等	指摘の作品については、水戸芸術館が実質的に所蔵している物品であることから、令和 2 年度に、水戸芸術館を管轄する文化交流課へ移管した。現在、文化交流課で管理資料の作成を進めている。				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)		教育部歴史文化財課	
報告書ページ	185	区分別 の番号	指摘事項		
			意見	22	
指摘事項等 の内容	貸出物品について、貸出先を設置場所として登録すべきこと 物品台帳で設置場所が博物館となっているが、実際には水戸芸術館に保管されている物品が、物品台帳から現物を確認した 25 件のうち 6 件あった。 博物館からの水戸芸術館へ貸出をしている物品があったが、物品台帳の登録上設置場所は博物館となっていた。担当者からは貸出について内部管理しているとの話であったが、物品台帳上も物品の設置場所の移動がある場合には適時に物品台帳における設置場所の修正をすべきである。				
講じた措置 の内容等	指摘のあった博物館から水戸芸術館への貸出物品については、物品台帳における設置場所を水戸芸術館に修正した。				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会中央図書館	
報告書ページ	186	区分別 の番号	指摘事項 意見	35
指摘事項等 の内容	(i) 適切に廃棄処理が登録されるべきこと 物品台帳から現物の確認の 25 件のうち、1 件（自動裁断機）確認できなかった。 担当者の説明によると過去に廃棄したもので、物品台帳への登録がなされていなかったものとのこと。廃棄した物品については規則第 245、246 条に定めっているとおり、適時に物品台帳の情報を修正すべきである。			
講じた措置 の内容等	指摘のあった物品は、十数年以上前に廃棄した物品であり、当時の担当者による登録漏れと推察される。令和 2 年 12 月に、他の廃棄物品と同時に登録作業を行った。 また、物品を使用している図書係と物品の管理をしている管理系の連携を徹底するため、物品の廃棄の際には必ず管理係に報告するように図書係に確認した。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和２年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会中央図書館	
報告書ページ	１８６	区分別 の番号	指摘事項 意見	３６
指摘事項等 の内容	(ii) 適正に物品台帳に登録されるべきこと 現物から台帳の確認４件のうち、１件（拡大読書器（AV-100CP））確認できなかった。 担当者の説明によると過去に寄贈されたもので、当時の担当者の失念により物品台帳への登録がなされていなかったものとのことである。 寄附を受けた物品については規則第 237 条に定めたとおり、適時に物品台帳へ登録する必要がある。			
講じた措置 の内容等	指摘のあった物品は、平成３０年９月に受領したものであり、受領書を発行しながら、登録漏れにより物品台帳への登録がなされていなかったものである。令和３年３月に、物品台帳への登録作業を行った。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和２年度	所管課 (措置実施課)	市民協働部体育施設整備課	
報告書ページ	187	区分別 の番号	指摘事項 意見	37
指摘事項等 の内容	備品ラベル貼付や管理資料を作成すべきこと 同一の物品がある個別の管理がなされておらず備品ラベルが貼付されていない備品がある（レスリングマット・キャンバスセット）。 備品ラベルの貼付が困難な物品については，規則第 249 条第 5 項に定めるとおり，内部資料として物品番号・現物写真を記載した管理台帳を作成するなどの工夫が必要である。			
講じた措置 の内容等	指摘のあった件についての措置状況は，備品ラベルを添付した状態の現物写真を，管理台帳に添付することとした。			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	市民協働部体育施設整備課	
報告書ページ	187	区分別 の番号	指摘事項	
			意見	24
指摘事項等 の内容	所有関係を明確にしておくべきこと 市の物品と施設利用者の物品が混在して保管されている。 市の物品と施設利用者の物品が混在して保管されていることで、利用者の物品であった場合を恐れ、市の物品かどうか確認できないものがあった。市所有の物品と利用者の物品を明確に区分して保管し、市所有物品についてはいつでも市が利用できるように整理しておくべきである。			
講じた措置 の内容等	意見のあった件についての措置状況は、施設利用者の物品に、利用者名及び物品内容を見易い箇所に明示させ、市の物品と明確に区分できるように整理を行った。			